

長 建 産 発 第 7 6 号  
令 和 3 年 1 月 2 0 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更を受けた対応について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年1月14日に開催された第52回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府5県を追加することが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの国土交通省あてに別添1～3のとおり事務連絡がなされたところです。

つきましては、今般、①緊急事態宣言・基本的対処方針等の周知、②在宅勤務（テレワーク）等の推進、③催物の開催制限、施設の使用制限等に係る営業時間短縮要請への協力をお願いする旨、全国建産連を通じ国土交通省不動産・建設経済局より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。